

令和元年6月14日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04008

研究課題名(和文) IFRSによる財務報告の契約支援機能に関する規範的・実証的研究

研究課題名(英文) Normative and empirical research on contract support function of the financial reporting by IFRS

研究代表者

林 健治 (HAYASHI, Kenji)

日本大学・商学部・教授

研究者番号：60231528

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：財務会計は意思決定支援機能と契約支援機能の2つをもつと言われる。これまでIFRSの適用が意思決定支援機能を促進させるか否かを問う多くの研究成果が公表されてきた。しかし、IFRSの任意適用を開始する日本企業が増加する中で、IFRSが契約支援機能を有するかについては、これまでさほど研究されていない。そこで、本研究において、IFRS(リース会計基準など)の適用が財務制限条項を通じて、負債契約に影響を与え得るかについて、規範的アプローチと実証的アプローチにより検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

海外の先行研究によれば、IFRS適用に伴うオペレーティング・リースのオンバランス化によって、財務制限条項への抵触の懸念が顕在化する可能性、借入契約の内容変更をもたらす可能性が示唆された。IFRS任意適用企業の有価証券報告書における財務制限条項についての開示実態を調査した。契約に財務制限条項を付すケースはそれほど多くはなかった。その理由は、多くのIFRS任意適用企業のデフォルト・リスクは低く、金融機関の厳しい監視下に置かれていないからであると思料された。

研究成果の概要(英文)：It is said that financial accounting has two functions of decision making support and contract support. Prior research provides substantial evidence for the impact of IFRS on decision making support. But it has not been examined whether IFRS have contract support function. Therefore, I consider whether the application of IFRS (accounting for lease) affect the debt contract by normative approach and empirical approach.

研究分野：財務会計

キーワード：契約支援機能 財務制限条項 負債契約

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

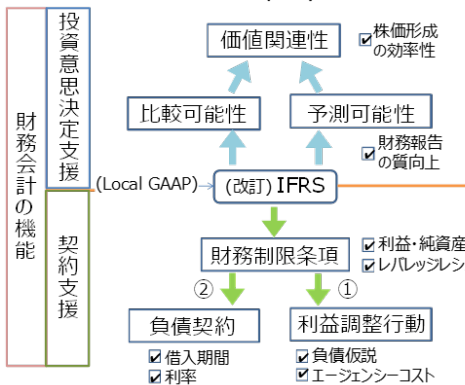
日本再興戦略あるいは未来投資戦略の名の下で、国の後押しを受けて、研究開始当初の2017年において、国債財務報告基準(IFRS)適用済企業が100社を超えるまでに拡大した。IFRS任意適用企業の時価総額は30%程度にのぼるとも言われた。このような状況において、IFRSに準拠した財務報告(財務会計)が意思決定支援機能と契約支援機能の2つを有するかについて、検証する必要がある。

これまでLocal GAAPあるいは米国GAAPからIFRSへ移行した企業を対象に、IFRSの投資意思決定支援機能に関する多くの研究成果が英文ジャーナルで発表されてきた。しかし、IFRSが契約支援機能を有するか否かについてはそれほど関心が寄せられておらず、研究成果は蓄積されていない。

2. 研究の目的

米国では、外国企業が金融機関から融資を受ける際に、Local GAAPではなく、IFRSの適用が半ば強制されるケースも見られ、信用供与決定の際に、IFRSに準拠した財務諸表を目にすること珍しくなくなっている。IFRS適用企業が順調に拡大すれば、わが国においても、金融機関の貸付担当者が日常的にIFRSに基づく財務報告に触れるようになると思われる。

図表1 財務会計の機能と(改訂)IFRSの適用



本研究のフレームワークは図表1に示される。Local GAAP(米国GAAP)からIFRSへの移行、IFRSの改訂が比較可能性、予測可能性を高め、財務報告の質が向上し、株価効率的に形成され、価値関連性が高まる、というのが投資意思決定支援機能に関する研究の趣旨で、図表1の上部がそのプロセスである。

Local GAAP(米国GAAP)からIFRSへの移行により、財務制限条項への抵触が懸念され、経営者の利益調整行動を誘発し、ときには借入期間、利率などの負債契約の内容それ自体に影響をおよぼす、というのが契約支援機能に関する研究の課題で、図表1の下部がそのプロセスを示す。本研究の目的は、後者の機能について検討することである。

3. 研究の方法

本研究では、規範的アプローチと実証的アプローチの2つ研究方法を採用する。IFRSが対象とする会計基準は広範囲におよんでおり、本研究期間にあらゆる領域を網羅できない。そこで、リース取引に関する新基準IFRS 16を対象に、規範的研究を行うことにした。

IASBの議長Hoogervorst氏は、国際会計士連盟(IFAC)が管理・運営するwebsite、IFAC Global Knowledge Gatewayに、Shining the Light on Leasesと題する次の趣旨の記事を掲載した。

85%を超えるリースがオペレーティング・リースに分類され、オフバランスとなっている。解約不能なオフバランスのリース負債を抱え、経営危機に陥った事例も見られた。IFRS 16 Leases準拠によるリース負債のオンバランス化は借入コスト、財務制限条項にそれほど深刻な影響をおよぼさない。IFRS 16は取引の実態を開示し、比較可能性を向上させ、事情に精通した上で、投資家が意思決定を行い、企業がリースか購入かを決定することにも役立つ。

Hoogervorst氏の主張が妥当であるかについて、リース契約の借手と貸手の処理の対称性という観点から検討した。

あわせて、財務制限条項仮説の検証を中心に、実証的アプローチによる以下のような研究をおこなった。内外の論文をレビューし、IFRS適用後、財務制限条項への抵触を避け、経営者が利益調整を行うかに関する論文を2つに整理した(上記の図表1の)。第1は、売上高の対前年増減から売上債権の対前年増減を控除した額を独立変数とする修正ジョーンズモデルおよびその変形モデルを用い、裁量的発生高を基礎に財務制限条項仮説を検証する方法である。第2は、流動比率と純資産額の閾値とそれらの実績値の差のヒストグラムを作成し、経営者が財務制限条項への抵触を回避する行動を行うかを調査する方法である。

第1のタイプの検証結果は、仮説を支持するものと支持しないものが混在していた。第2のタイプの検証結果は、経営者が財務制限条項に最初に抵触する前に回避行動を顕著に行っていると推計される証拠を示した。

IFRS 16の発効に伴うリース取引のオンバランス化がリース契約、財務制限条項に影響をおよぼすか否かについてChen et al. [2015]は従属変数はLIBOR スプレッド、会計ベースの財務制限条項の数、ローン満期までの月数の対数、担保保証の有無、金融幹事会社の留保する借入割合の5つである。独立変数POSTは借手の国がIFRSアドプション国なら1、そうでなければ0である。IFRSアドプション後(2005年以降)、借入金利の上昇、会計数値ベースの財務制限条項利用の減少、借入担保保証傾向の増長、金融幹事会社の留保する借入割合の増加が見られたと推計された。

4. 研究成果

海外の先行研究によれば、IFRS 適用に伴うオペレーティング・リースのオンバランス化によって、財務制限条項への抵触の懸念が顕在化する可能性、借入契約の内容変更をもたらす可能性が示唆された。IFRS 任意適用企業の有価証券報告書における財務制限条項についての開示実態を調査した。契約に財務制限条項を付すケースはそれほど多くはなかった。その理由は、多くの IFRS 任意適用企業のデフォルト・リスクは低く、金融機関の厳しい監視下に置かれていないからであると思料された。

IFRS アドプション後(2005 年以降)、借入金利の上昇、会計数値ベースの財務制限条項利用の減少、借入担保保証傾向の増長、金融幹事会社の留保する借入割合の増加が見られたと推計された。

IFRS は、広範囲にわたり資産・負債の公正価値測定を測定した。それにより利益のボラティリティが拡大し、EPS、EBITDA が大きく変動する可能性がある。資産負債中心観の浸透は、貸借対照表上の実績値・項目間比率をベースとした借入にかかる財務制限条項の利用を減少させ、反対に、損益計算書上の実績値・項目間比率の利用頻度を増加させる可能性もある。リース取引だけでなく、公正価値測定が財務制限条項に対し、どのような影響を与えるかが今後、解明されなければならないだろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5 件)

林 健治「退職給付債務の認識・測定・開示 米国基準適用企業のディスクロージャー」『ディスクロージャー & IR』査読無, 第 8 号, 2019 年, 113-121 頁。

林 健治「リース契約に関する借手と貸手の会計処理の対称性」『商学集志』査読有, 第 88 巻 第 2 号, 2018 年, 1-19 頁。

林 健治「IFRS 適用の負債契約への影響」『会計』査読無, 第 193 巻第 3 号, 2018 年, 317-331 頁。

林 健治「引当金の認識・測定基準と開示実践 IFRS 適用日本企業のディスクロージャー」『ディスクロージャー & IR』査読無, 第 4 号, 2018 年, 88-96 頁。

林 健治「FASB と IASB の新リース会計基準の影響予測」『商学集志』査読有, 第 86 第 3 号, 2016 年, 41-54 頁。

〔学会発表〕(計 3 件)

柴 健次(研究代表), 小形 健介, 小澤 義昭, 工藤 栄一郎, 宗田 健一, 高橋 賢, 飛田 務, 仲尾次 洋子, 林 健治, 松本 祥尚「研究グループ報告(最終報告) グローバルビジネスの会計課題に関する研究」国際会計研究学会第 35 回大会, 2018 年。

林 健治「IFRS 適用の負債契約への影響」日本会計研究学会第 76 回大会自由論題報告, 2017 年。

柴 健次(研究代表), 小形 健介, 小澤 義昭, 工藤 栄一郎, 宗田 健一, 高橋 賢, 飛田 務, 仲尾次 洋子, 林 健治, 松本 祥尚「研究グループ報告(中間報告) グローバルビジネスの会計課題に関する研究」国際会計研究学会第 34 回大会, 2017 年。

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6．研究組織

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。